

## 第 2 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	2	3	12	22

#### (2) 議案の名称

##### < 決算認定 >

- 認定第 1 号 平成 28 年度尼崎市歳入歳出決算について
- 認定第 2 号 平成 28 年度尼崎市水道事業会計決算について
- 認定第 3 号 平成 28 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について
- 認定第 4 号 平成 28 年度尼崎市下水道事業会計決算について
- 認定第 5 号 平成 28 年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について

##### < 予算 >

- 議案第 71 号 平成 29 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 72 号 平成 29 年度尼崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）

##### < 条例 >

- 議案第 73 号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 74 号 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について
- 議案第 75 号 尼崎市公営企業の設置等に関する条例について

##### < その他 >

- 議案第 76 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事）
- 議案第 77 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事）
- 議案第 78 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事）

- 議案第 79 号 工事請負契約の変更について（（仮称）北部保健福祉センター整備工  
事）
- 議案第 80 号 工事請負契約について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事）
- 議案第 81 号 工事請負契約について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事のう  
ち電気設備工事）
- 議案第 82 号 工事請負契約について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事のう  
ち機械設備工事）
- 議案第 83 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 84 号 平成 28 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい  
て
- 議案第 85 号 平成 28 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 86 号 平成 28 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ  
いて
- 議案第 87 号 平成 28 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金  
の処分について

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

#### ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2 件	18,289,404 円
その他の事故	1 件	8,539 円

### (2) 公益財団法人等の経営状況

### (3) 平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告

第2回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



## &lt;平成29年9月定例会&gt;

種別	決算認定	番号	認定第1号	所管	財政課	
件名	平成28年度尼崎市歳入歳出決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一般会計	205,175,362	204,529,210	646,152	374,134	272,018	
特別会計	112,466,113	107,852,155	4,613,958	0	4,613,958	
国民健康保険事業費	63,758,502	60,757,746	3,000,756	0	3,000,756	
地方卸売市場事業費	456,205	331,016	125,189	0	125,189	
育英事業費	7,771	7,771	0	0	0	
農業共済事業費	15,766	8,806	6,960	0	6,960	
公共用地先行取得事業費	2,973,227	2,973,227	0	0	0	
公害病認定患者救済事業費	41,735	41,470	265	0	265	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	51,331	28,947	22,384	0	22,384	
青少年健全育成事業費	6,432	6,432	0	0	0	
介護保険事業費	39,542,062	38,156,469	1,385,593	0	1,385,593	
後期高齢者医療事業費	5,420,573	5,347,762	72,811	0	72,811	
駐車場事業費	192,509	192,509	0	0	0	
合計	317,641,475	312,381,365	5,260,110	374,134	4,885,976	



## &lt;平成29年9月定例会&gt;

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	水道局経理課 下水道部経営企画課 公営事業局経営企画課	
件名	平成28年度尼崎市水道事業会計決算について 平成28年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 平成28年度尼崎市下水道事業会計決算について 平成28年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区分		水道事業	工業用水道事業	下水道事業	モーターボート競走事業	
収益的 収 支 ( 税 抜 )	経常損益	収益	9,380,172	1,805,914	12,394,128	39,014,526
		費用	8,370,488	1,551,098	10,696,938	38,331,357
		差引	1,009,684	254,814	1,697,190	683,169
	特別損益	利益	331,214	203,600	603	6,501
		損失	5,292	0	1,012	198,330
		差引	325,922	203,600	409	191,829
	純利益 +		1,335,606	458,416	1,696,781	491,340
	資本的 収 支	収入	726,628	62,914	4,616,845	4,052,160
		支出	2,419,291	436,928	9,040,755	4,303,745
差引		1,692,663	374,014	4,423,910	251,585	
補てん財源		2,883,830	853,294	5,384,334	1,333,041	
資金 収 支	年間 +	1,191,167	479,280	960,424	1,081,456	
	累計	7,276,176	7,411,160	7,386,784	5,419,073	



&lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	予 算	番 号	議案第71号	所 管	各事業所管課
件 名	平成29年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	202,001,220	324,000	202,325,220		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	158,800	総務費	257,000	
	諸収入	130,000	衛生費	10,000	
	市債	35,200	商工費	17,000	
			土木費	40,000	
	合 計	324,000	合 計	324,000	
3	債務負担行為 変更 (単位:千円)				
	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限度額	期 間	限度額
	小学校各種施設 整備事業	平成30年度	253,000	平成30年度	279,000
4	補正予算の内容 収益事業収入を活用してみんなの尼崎城基金積立金などを増額するほか、(仮称)公営企業局の設置に伴う抽水場監視設備の導入や、大規模住宅開発に伴う児童数増加に対応するため園田南小学校増築工事の設計を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。				



## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	<b>257,000 千円</b>
財政調整基金積立金	137,000 千円
平成 28 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	
みんなの尼崎城基金積立金	100,000 千円
収益事業収入の増額に伴い、その一部を基金へ積み立てる。	
新本庁舎建設基金積立金	20,000 千円
収益事業収入の増額に伴い、その一部を基金へ積み立てる。	
<b>衛生費</b>	<b>10,000 千円</b>
温暖化対策推進事業費	10,000 千円
尼崎市環境率先実行計画等の改定及び第 2 次環境モデル都市アクションプランの策定に向け、公共施設の省エネルギー対策等に関する調査を実施する。	
<b>商工費</b>	<b>17,000 千円</b>
イノベーション促進総合支援事業費	17,000 千円
地域企業への新技術・新製品開発の支援を強化するため、ものづくり支援センターの機器等を整備する。	
<b>土木費</b>	<b>40,000 千円</b>
抽水場整備事業費	30,000 千円
(仮称) 公営企業局の設置に伴い、本庁舎に抽水場監視設備を導入する。	
市営住宅指定管理者管理運営事業費	3,890 千円
塚口さんさんタウン 3 番館の建替に伴い、市営住宅北部管理センターを移転する。	
指定管理関係経費(市営住宅)	6,110 千円
塚口さんさんタウン 3 番館の建替に伴い、市営住宅北部管理センターを移転する。	



## &lt;平成29年9月定例会&gt;

種別	予算	番号	議案第72号	所管	水道局経理課
件名	平成29年度尼崎市水道事業会計補正予算(第1号)				
内 容					
1 補正理由					
平成30年度に公営企業部局の組織統合を行うため、平成29年度中に新たに導入が必要となる契約事務システム等に係る物件費を増額するもの。また、物件費の増額に伴い、納付すべき消費税及び地方消費税納税額が減少するため、当該費用を減額するもの。					
2 補正予算の内容					
収益的収入及び支出					
支出					
(単位：千円)					
		既決予定額	補正予定額	計	
第1款	水道事業費用	9,087,591	8,731	9,096,322	
	第1項 営業費用	8,715,578	9,417	8,724,995	
	第2項 営業外費用	357,626	686	356,940	



&lt; 平成 29 年 9 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 73 号	所 管	給与課、職員課
件 名	尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>職員への退職手当の支給に当たっては、当該職員が既に支給を受けた一般の退職手当等の額が、当該職員が雇用保険の適用を受けていたならば支給されるべき額に満たない場合については、その差額を失業者の退職手当として支給しているところ、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)による失業等に係る給付内容等の変更に伴い、国家公務員に準じ、雇用保険法からの引用部分について所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 個別延長給付の創設に伴う整備</p> <p>(2) 移転費の支給対象者の追加に伴う整備</p> <p>(3) 給付日数延長等に関する暫定措置の創設に伴う整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、2(2)については平成30年1月1日。</p>					

尼崎市職員退職手当支給条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)にあっては、6月以上。第3項において同じ。)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が定めるものをいう。以下同じ。)にあっては、6月以上。第3項において同じ。)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定</p>

規定する所定給付日数から待期日数を減じて得た日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) 略

2～9 略

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者で、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が指導基準（同項に規定する指導基準をいう。イにおいて同じ。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導をいう。イにおいて同じ。）を行うことが適当であると認めるもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの

(3) 略

(4) 略

11 略

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者

する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) 略

2～9 略

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

11 略

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、

<p>が紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同法の規定による移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p> <p>付則</p> <p>8 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの</u></p> <p><u>ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの（アに該当する者を除く。）</u>とする。</p>	<p>その住所又は居所を変更する者 同法の規定による移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p> <p>付則</p>
--	--

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(遺族の範囲及び順位等)</p> <p>第2条の2 1～3 略</p> <p>4 第1項に規定する遺族がない場合においては、葬祭を行った者に対し、第3条から第5条の2まで及び第6条から第6条の7までに規定する支給額の範囲内において<u>尼崎市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が認めた葬祭費に相当する額を、退職手当として支給することができる。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 (1)・(2) 略</p> <p>(3) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で<u>教育委員会</u>が市長の承認を得たもの</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして<u>教育委員会</u>が別に定めるものをいう。以下同じ。))にあっては、6月以上。第3項において同じ。)で退職した教育職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した教育職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した教育職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定</p>	<p>(遺族の範囲及び順位等)</p> <p>第2条の2 1～3 略</p> <p>4 第1項に規定する遺族がない場合においては、葬祭を行った者に対し、第3条から第5条の2まで及び第6条から第6条の7までに規定する支給額の範囲内において<u>教育委員会</u>が認めた葬祭費に相当する額を、退職手当として支給することができる。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 (1)・(2) 略</p> <p>(3) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で<u>尼崎市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が市長の承認を得たもの</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして<u>教育委員会</u>が定めるものをいう。以下同じ。))にあっては、6月以上。第3項において同じ。)で退職した教育職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した教育職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した教育職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定</p>

める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより教育委員会にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じて得た日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) 略

2～9 略

10 略

(1) 略

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として教育委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、教育委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として

める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより教育委員会にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) 略

2～9 略

10 略

(1) 略

<p><u>教育委員会規則で定める者に該当し、かつ、教育委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め</u> <u>たもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>1 1 略</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者が紹介した職業に就くため、又は教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同法の規定による移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) 略</p> <p>1 2 ~ 1 7 略</p> <p>付則</p> <p>1 1 <u>平成34年3月31日以前に退職した教育職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>1 1 略</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同法の規定による移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) 略</p> <p>1 2 ~ 1 7 略</p> <p>付則</p>
---	--

し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに該当する者を除く。)」とする。

&lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第74号	所 管	福祉課
件 名	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市乗合自動車特別乗車証について、利用者の利便性の向上を図るとともに、より適正な乗車証の管理及びバス事業者に対して利用実績に基づく市負担金の支払いを可能とするよう、現在の紙券からＩＣカード（以下「ＩＣ乗車証」という。）へ変更するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 交付対象者の再整理（第2条）            交付済乗車証の管理を適正に行うため、対象者を本市に住民票がある者及び本市において各種手帳の等級等の管理ができる者として改めて整理する。</p> <p>(2) 乗車証の有効期限の廃止（第3条）            乗車証のＩＣカード化により、交付後の資格等の管理がより適正に行うことができるようになること等により、有効期限を設ける必要がなくなることから、当該規定を削除する。</p> <p>(3) 乗車証が利用できる事業者・路線等の拡大（第4条）            現行、市内の一部路線（阪神バス尼崎市内線及び尼崎交通事業振興（株）の路線）に限定している利用範囲について、尼崎市内の停留所で乗車及び降車する場合に限り、阪神バス（株）・阪急バス（株）の運行するいずれの路線でも利用できることとする。</p> <p>(4) ＩＣ乗車証の再交付（第10条）            ＩＣ乗車証の再交付に係る負担金を徴収するための規定を追加する。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>平成30年3月1日。            なお、現在の紙券の乗車証については、その有効期間の末日（平成30年3月31日）までは、改正前の条例の規定による取扱いを継続するものとする。</p>					

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例

改正後	現 行
<p>(特別乗車証による乗合自動車への乗車) 第2条</p> <p>(1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうちその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級から4級までのいずれかに該当する旨の記載がある者で、<u>本市内に住所を有するものをいう。</u></p> <p>(2) 知的障害者 兵庫県知事から療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。<u>以下同じ。)</u>の交付を受けている者その他知的障害があると認められる者として規則で定める者で、<u>本市内に住所を有するものをいう。</u></p> <p>(3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、<u>本市内に住所を有するものをいう。</u></p> <p>(4) 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者で、<u>本市内に住所を有するものをいう。</u></p>	<p>(特別乗車証による乗合自動車への乗車) 第2条</p> <p>(1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうちその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級から4級までのいずれかに該当する旨の記載がある者で、<u>市内に居住するものをいう。</u></p> <p>(2) 知的障害者 兵庫県知事から療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者その他知的障害があると認められる者として規則で定める者で、<u>市内に居住するものをいう。</u></p> <p>(3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、<u>市内に居住するものをいう。</u></p> <p>(4) 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者で、<u>市内に居住するものをいう。</u></p>

<p>(種類) 第3条 略 <u>削る</u></p> <p>(特別乗車証による乗合自動車への乗車) 第4条 次条の規定により単独用特別乗車証の交付を受けた者は、事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者で規則で定めるものをいう。以下同じ。)が定める運賃(以下「運賃」という。)を支払わず、又は事業者がその使用を認める乗車券(以下「乗車券」という。)を使用せずに事業者が運行する乗合自動車(以下「乗合自動車」という。)を利用することができる。</p> <p><u>3 前2項の規定により運賃を支払わず、又は乗車券を使用せずに乗合自動車を利用することができる場合は、これらの規定に規定する者が、本市の区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域として市長が別に定める区域を含む。)内に存する停留所において、当該乗合自動車に乗車し、及び当該乗合自動車から降車する場合に限るものとする。</u></p> <p>(交付の申請) 第6条 前条の規定により特別乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>(特別乗車証の使用等) 第7条 第5条の規定により特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた特別乗車証を使用して乗合自動車を利用するときは、<u>市長が別</u></p>	<p>(種類) 第3条 略 <u>2 特別乗車証の有効期間は、規則で定める。</u></p> <p>(特別乗車証による乗合自動車への乗車) 第4条 次条の規定により単独用特別乗車証の交付を受けた者は、事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者で規則で定めるものをいう。以下同じ。)が定める運賃(以下「運賃」という。)を支払わず、又は事業者がその使用を認める乗車券(以下「乗車券」という。)を使用せずに事業者が運行する乗合自動車<u>で規則で定めるもの(以下「乗合自動車」という。)</u>を利用することができる。</p> <p>(交付の申請) 第6条 前条の規定により特別乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。<u>ただし、規則で定める者については、この限りでない。</u></p> <p>(提示義務) 第7条 第5条の規定により特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた特別乗車証を使用して乗合自動車を利用するときは、<u>当該乗合</u></p>
---	--

に定めるところに従いこれを使用しなければならない。

2 被交付者は、その交付を受けた特別乗車証を使用して乗合自動車を利用する場合において、当該乗合自動車の乗務員から当該特別乗車証及び身体障害者手帳、療育手帳その他これに相当する書類として規則で定める書類、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳で当該被交付者が交付を受けているものの提示を求められたときは、当該乗務員にこれらを提示しなければならない。

(特別乗車証の再交付)

第10条 被交付者は、特別乗車証を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときその他規則で定める場合は、規則で定めるところにより市長に申請して、特別乗車証の再交付を受けることができる。

2 被交付者は、前項の規定により特別乗車証の再交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(特別乗車証の返還等)

第11条

2 市長は、第8条の規定に違反し、偽りその他不正の手段により特別乗車証の交付を受け、若しくは特別乗車証を不正に使用し、若しくは使用させた者又は被交付者のうちに交付対象者でなくなった者があるときは、これらの者が保有する特別乗車証の使用を停止させる措置を講じ、又はこれらの者に対し、その保有する特別乗車証の返還を求めることができる。

自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示しなければならない。当該乗合自動車の乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする。

(特別乗車証の返還)

第10条

2 市長は、第8条の規定に違反し、偽りその他不正の手段により特別乗車証の交付を受け、若しくは特別乗車証を不正に使用し、若しくは使用させた者又は被交付者のうちに交付対象者でなくなった者があるときは、これらの者に対し、その保有する特別乗車証の返還を求めることができる。

<p>(委任) <u>第12条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第11条</u> 略</p>
-------------------------------	-------------------------------



&lt; 平成 29 年 9 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 75 号	所 管	水道局統合調整担当 下水道部経営企画課 公営事業局経営企画課
件 名	尼崎市公営企業の設置等に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由 水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業（以下「公営企業」という。）を安定的かつ継続的に経営することを目的に、水道局、都市整備局下水道部及び公営事業局の組織統合等を行うため、尼崎市公営企業の設置等に関する条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 条例の趣旨（第 1 条） 地方公営企業法及び同法施行令に基づき、法の適用、公営企業の設置、経営の基本、管理者及び組織について必要な事項を定める。</p> <p>(2) 法の適用（第 2 条） 下水道事業及びモーターボート競走事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(3) 経営の基本（第 4 条） 公営企業の各事業における経営の規模等を定める。</p> <p>(4) 管理者（第 5 条） 公営企業の各事業を通じて公営企業管理者 1 人を置く。</p> <p>(5) 組織（第 6 条） 公営企業管理者の権限に属する事務を処理させるため、公営企業局を置く。</p> <p>3 本条例制定に伴う所要の整備 本条例の施行により、「尼崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」、「尼崎市下水道事業の設置等に関する条例」及び「尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例」を廃止する。</p> <p>4 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例

現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業及び工業用水道事業」という。）の設置、経営の基本及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の生活用水その他の浄水を供給し、並びに地盤沈下の防止及び工業の健全な発達に資するに必要な工業用水を供給するため、水道事業及び工業用水道事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び工業用水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業及び工業用水道事業の基本計画は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水道事業

ア 給水区域 本市の区域内

イ 1日最大給水量 332,850立方メートル

(2) 工業用水道事業

ア 給水区域 本市の区域内

イ 1日最大給水量 170,000立方メートル

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業及び工業用水道事業を通じて水道事業管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

## 尼崎市下水道事業の設置等に関する条例

### 現 行

#### (この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、本市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置、経営の基本及び財務について必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

#### (財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

#### (経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の基本計画は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水区域 本市の区域内
- (2) 排水人口 460,000人
- (3) 1日最大処理能力 343,000立方メートル

#### (会計事務の処理)

第5条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする

## 尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例

### 現 行

#### (この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき尼崎市モーターボート競走事業（以下「モーターボート競走事業」という。）に対する法の適用について定めるとともに、法第4条、第7条ただし書及び第14条の規定に基づきモーターボート競走事業の設置、経営の基本、管理者及び組織について必要な事項を定めるものとする。

#### (法の適用)

第2条 モーターボート競走事業には、この条例の施行の日から法の規定の全部を適用する。

#### (設置)

第3条 本市の施策の実施に要する経費の財源を確保し、もって本市財政の健全な運営を図るため、モーターボート競走事業を設置する。

#### (経営の基本)

第4条 モーターボート競走事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 モーターボート競走事業は、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）その他関係法令の規定に基づき行うものとする。

#### (管理者の不設置)

第5条 モーターボート競走事業には、管理者を置かない。

#### (組織)

第6条 モーターボート競走事業に係る事務で市長の権限に属するものを処理させるため、尼崎市公営事業局を置く。

## &lt; 平成 29 年 9 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 76 号	所 管	施設整備推進担当
件 名	工事請負契約の変更について (( 仮称 ) 南部保健福祉センター整備工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>平成 28 年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成 29 年 3 月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労務者の適切な賃金水準を確保するため、平成 29 年 3 月からの労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市道意町 3 丁目 1 番地</p> <p>株式会社三田工務店 代表取締役 三田 恭男</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 412,560,000 円</p> <p>変更後 412,921,800 円</p> <p>増 額 361,800 円</p> <p>(金額は消費税等相当額 8% を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>平成 29 年 3 月からの労務・材料等単価の適用</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成 29 年 3 月 6 日から平成 29 年 11 月 30 日まで (変更なし)</p>				



## &lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第77号	所 管	施設整備推進担当
件 名	工事請負契約の変更について((仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>平成28年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成29年3月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労務者の適切な賃金水準を確保するため、平成29年3月からの労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市西難波町2丁目4番27号 株式会社小川電設 代表取締役 小川 元</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 170,208,000円 変更後 170,968,320円 増 額 760,320円 (金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>平成29年3月からの労務・材料等単価の適用</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成29年3月6日から平成29年11月30日まで(変更なし)</p>				



## &lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第78号	所 管	施設整備推進担当
件 名	工事請負契約の変更について((仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>平成28年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成29年3月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労務者の適切な賃金水準を確保するため、平成29年3月からの労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市稲葉荘3丁目5番10号 株式会社田中水道工業所 代表取締役 水杉 栄</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 208,180,800円 変更後 209,618,280円 増 額 1,437,480円 (金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>平成29年3月からの労務・材料等単価の適用</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成29年3月6日から平成29年11月30日まで(変更なし)</p>				



## &lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第79号	所 管	施設整備推進担当
件 名	工事請負契約の変更について((仮称)北部保健福祉センター整備工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>平成28年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成29年3月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労務者の適切な賃金水準を確保するため、平成29年3月からの労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市道意町3丁目1番地 株式会社三田工務店 代表取締役 三田 恭男</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 272,160,000円 変更後 272,455,920円 増 額 295,920円 (金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>平成29年3月からの労務・材料等単価の適用</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成29年3月6日から平成29年11月30日まで(変更なし)</p>				



&lt; 平成 29 年 9 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 80 号	所 管	大庄地域振興センター
件 名	工事請負契約について ( 大庄支所・地区会館複合施設新築工事 )				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市玄番南之町 4 番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎				
2	契約金額 620,784,000 円 ( 金額は消費税等相当額 8% を含む。 )				
3	契約の方法 一般競争入札 ( 制限付 )				
4	開札年月日 平成 29 年 7 月 10 日				
5	工事内容 大庄支所・地区会館複合施設新築工事 鉄筋コンクリート造り 4 階建て 1 棟 延べ面積 2,413.55 平方メートル 付属棟 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1 棟 延べ面積 63.01 平方メートル 駐輪場 アルミ製 平屋建て 2 棟 延べ面積 69.08 平方メートル 外構工事 植栽工事				
6	工期 契約締結の日から 450 日間				



&lt; 平成 29 年 9 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 81 号	所 管	大庄地域振興センター
件 名	工事請負契約について(大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市西難波町 2 丁目 4 番 27 号 株式会社小川電設 代表取締役 小川 元				
2	契約金額 193,320,000 円 (金額は消費税等相当額 8% を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成 29 年 7 月 13 日				
5	工事内容 電気設備工事 屋内電気設備工事      一式 屋外電気設備工事      一式 付属棟電気設備工事    一式				
6	工期 契約締結の日から 450 日間				

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 9 年 7 月 1 3 日
件 名	大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	(株)小川電設	落 札 金 額	179,000,000円
予 定 価 格	191,000,000円	最低制限価格	171,900,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)小川電設	179,000,000	決定	
親和電機工業(株)	182,000,000		
菱星システム(株)	199,700,000	予定価格超過	
山口電気工事(株)	136,480,000	最低制限価格抵触	
平尾電工(株)	151,850,000	最低制限価格抵触	
栄興電機工業(株)	156,000,000	最低制限価格抵触	
共栄電器工業(株)	160,950,000	最低制限価格抵触	
不二電気工事(株)	161,450,000	最低制限価格抵触	
カラタニエンジニアリング(株)	169,800,000	最低制限価格抵触	
(株)みつば電気	170,000,000	最低制限価格抵触	

( 金額は消費税等相当額 8 % を含まない。 )

&lt; 平成 29 年 9 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 8 2 号	所 管	大庄地域振興センター														
件 名	工事請負契約について(大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市椎堂 1 丁目 2 番 6 号 三協設備株式会社 代表取締役 永井 俊彦																		
2	契約金額 175,500,000 円 (金額は消費税等相当額 8% を含む。)																		
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)																		
4	開札年月日 平成 29 年 7 月 13 日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>空気調和設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> </table>					衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式	空気調和設備工事	一式	換気設備工事	一式
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
空気調和設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 450 日間																		

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 9 年 7 月 1 3 日
件 名	大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	三協設備(株)	落 札 金 額	162,500,000円
予 定 価 格	172,800,000円	最 低 制 限 価 格	155,520,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
三協設備(株)	162,500,000	決定	
(株)田中水道工業所	172,300,000		
カラタニエンジニアリング(株)	184,000,000	予定価格超過	
(株)中の島商会	140,300,000	最低制限価格抵触	
山本設備工業(株)	148,300,000	最低制限価格抵触	
(株)阪神設備工業所	149,200,000	最低制限価格抵触	
(株)西三設備	辞退		

( 金額は消費税等相当額 8 % を含まない。 )

&lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第83号	所 管	住宅管理担当						
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）										
内 容											
<p>1 提起理由 改良住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。</p> <p>2 当事者 (1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美 (2) 被告氏名及び滞納金額等（1名）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>滞納月数</th> <th>滞納金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■■■■■</td> <td>13月</td> <td>361,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 平成29年7月1日現在の数値</p>						氏 名	滞納月数	滞納金額	■■■■■	13月	361,000円
氏 名	滞納月数	滞納金額									
■■■■■	13月	361,000円									



&lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第84号	所 管	下水道部経営企画課
件 名	平成28年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金4,428,340,285円のうち、当年度純利益1,696,780,904円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額731,559,381円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越すものとする。</p>				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		4,428,340,285			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		2,428,340,285			
建設改良積立金の積み立て		1,696,780,904			
資本金への組み入れ		731,559,381			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 2,000,000,000			



&lt; 平成 2 9 年 9 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 8 5 号	所 管	水道局経理課												
件 名	平成 2 8 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について																
内 容																	
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p>																
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 1,938,524,057 円のうち、資金を伴わない収益相当額を除いた当年度純利益 1,166,202,740 円は建設改良積立金に積み立て、当年度純利益のうち資金を伴わない収益相当額 169,403,583 円及び建設改良積立金の取崩額 602,917,734 円 (計 772,321,317 円) は資本金へ組み入れる。</p> <p style="text-align: right;">( 単位 : 円 )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">1,938,524,057</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">1,938,524,057</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">1,166,202,740</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資 本 金 へ の 組 入 れ</td> <td style="text-align: right;">772,321,317</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 0</td> </tr> </tbody> </table>						未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	1,938,524,057	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	1,938,524,057	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	1,166,202,740	資 本 金 へ の 組 入 れ	772,321,317	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0
	未 処 分 利 益 剰 余 金																
当 年 度 末 残 高	1,938,524,057																
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	1,938,524,057																
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	1,166,202,740																
資 本 金 へ の 組 入 れ	772,321,317																
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0																



&lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第86号	所 管	水道局経理課												
件 名	平成28年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について																
内 容																	
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p>																
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 1,094,720,047 円のうち、資金を伴わない収益相当額と用途を特定していない負担金収入相当額を除いた当年度純利益 299,874,119 円は建設改良積立金に積み立て、当年度純利益のうち資金を伴わない収益相当額 127,042,179 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越すものとする。</p> <p style="text-align: right;">( 単位 : 円 )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">1,094,720,047</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">426,916,298</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">299,874,119</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資 本 金 へ の 組 入 れ</td> <td style="text-align: right;">127,042,179</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 667,803,749</td> </tr> </tbody> </table>						未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	1,094,720,047	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	426,916,298	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	299,874,119	資 本 金 へ の 組 入 れ	127,042,179	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 667,803,749
	未 処 分 利 益 剰 余 金																
当 年 度 末 残 高	1,094,720,047																
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	426,916,298																
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	299,874,119																
資 本 金 へ の 組 入 れ	127,042,179																
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 667,803,749																



&lt;平成29年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第87号	所 管	公営事業局経営企画課
件 名	平成28年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 11,543,490,030 円のうち、1,279,395,106 円を利益積立金、3,322,765,353 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、120,000,000 円を他会計へ繰り出し、残余については繰り越すものとする。</p>				
( 単位 : 円 )					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		11,543,490,030			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		4,722,160,459			
利 益 積 立 金 の 積 立 て		1,279,395,106			
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て		3,322,765,353			
他 会 計 へ の 繰 出 し		120,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 6,821,329,571			

